

岡谷市在住者の産婦健康診査を実施する医療機関の方へ

岡谷市では、国が定める厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」に基づく産婦健康診査への助成を下記のとおり実施しています。

助成請求の際、産婦健康診査結果の提出が必要となります。産婦健康診査受診票（補助券）へ必要事項をご記入のうえ、受診者にお渡しください。

1. 手続きについて

- (1) 産婦健康診査料につきましては受診者に請求をお願いいたします。
- (2) 健診料金のわかる領収書の発行をお願いいたします。
(後日、受診者が領収書と申請書を持参し、当市に申請することになっています。)
- (3) 受診者が持参した「産婦健康診査受診票（補助券）」のうち医療機関記入欄（網掛け欄）をご記入いただき、受診者にお渡しください。
※別紙「産婦健康診査受診票」（見本）参照
※必要な健診結果等が全て記入されている場合は、本市受診票ではなく別様式でもかまいません。
- (4) 受診者の状況により、早期に対応が必要な場合は、恐れ入りますが下記までご連絡ください。

2. 産婦健康診査の内容について

健診の種類	回 数	内 容
産後1か月まで	2回以内	おおむね、産後2週間及び産後1か月
健康診査		問診、診察（注）、体重・血圧測定、尿検査、EPDS
内容		問診 （生活環境、授乳状況、育児不安、精神疾患の既往歴、服薬歴等） 診察 （子宮復古状況、悪露、乳房の状態等） 体重・血圧測定 尿検査（蛋白・糖） EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）

【問合せ先】

〒394 - 8510 長野県岡谷市幸町8 - 1
岡谷市役所 健康推進課 保健指導担当
TEL：0266 - 23 - 4811（内線1184）
FAX：0266 - 23 - 4825